

2022年5月

学童クラブ登録児童保護者 様

修徳児童館

### 学童クラブ利用料減免に係る更新手続きについて【重要】

平素は修徳児童館の事業に、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきましてお知らせいたします。

学童クラブ利用料の減免区分によって、年度途中に更新（必要書類の提出）が必要な場合があります。

**更新をされない場合、減免が適用されなくなり、基本額での利用になります**のでご承知おきください。

以下をご参照いただき、更新時期に必要な書類を修徳児童館までご提出いただきますようお願い申し上げます。

#### 【減免の条件表】

	条件	挙証資料 (資料は全て写しで可)	更新月
減免 ①	・生活保護法による保護を受けている世帯	・生活保護受給証明書	変更が あった月
	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯	・中国残留邦人支援給付受給証明書	変更が あった月
	・市府民税非課税世帯（減免区分②）に該 当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のあ る方がいる世帯	・市府民税課税証明書（※1） ・ひとり親世帯又は世帯内に障害のある方 がいることがわかる書類（※2）	6月
減免 ②	・市府民税を課されている者の属してい ない世帯	・市府民税課税証明書（※1）	6月
	・市府民税均等割のみ課税世帯	・市府民税課税証明書（※1）	6月
減免 ③	・市府民税のみを課されている者の属し ている世帯	・市府民税課税証明書（※1） ・源泉徴収票又は確定申告書の写し	6月
減免 ④	・就学援助を受けている世帯	・就学援助制度の認定通知	8月
	・ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	・ひとり親家庭等医療費受給者証	8月

※1 最新の年度の全項目証明を提出してください。

※2 確認が必要な挙証資料（減免①関係）

#### 【ひとり親世帯】

- ・児童扶養手当受給通知又はひとり親家庭等医療費受給者証
- ・離婚調停中等のやむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は、その状況を施設へお申し出ください。

#### 【障害のある方がいる世帯】

身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害年金手帳、特別児童扶養手当受給通知

表の右側「更新月」をご確認の上、**【更新月の20日】までに**必要書類のご提出をお願いいたします。  
書類発行の関係上など、20日までに提出ができない場合は個別ご相談ください。

\*減免④就学援助制度の認定通知は適用期間が7月1日からですが、通知書発行が8月になると思われます。通知書が発行され次第、速やかにご提出をお願いいたします。